都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市

障害保健福祉 · 児童福祉主管部 (局) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉分野における手続負担の軽減について (指定申請・報酬請求関連文書関係)

平素より、障害福祉施策の推進につきまして御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害福祉分野における手続負担の軽減については、「障害福祉分野における手続負担の軽減について」(令和6年4月12日付け事務連絡)において、周知等をお願いしたところですが、同事務連絡中「1.標準様式等の活用について」の「(1)指定申請関連文書」における「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」及び「(2)報酬請求関連文書」における「これら以外の届出を要する加算」の標準様式等について、新たに厚生労働省及びこども家庭庁のホームページに掲載いたしました。

各都道府県等におかれましては、標準様式等の活用について積極的にご検討いただくとともに、貴管内の市町村、障害福祉サービス事業者等への周知等をお願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項の規定に基づく技術的な助言として発出するものです。

記

(掲載先)

厚生労働省 HP:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00014.html こども家庭庁 HP:

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei

【担当】

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-3595-2528(内線 3101、3148) こども家庭庁支援局障害児支援課企画法令係

TEL: 03-6771-8030(代表)